

## 中央消防署移転整備事業に係る説明会議事要旨

日時：平成30年3月30日 金曜日 19:00～20:30

平成30年3月31日 土曜日 10:00～11:30

案内状の送付数 522通

出席者人数 平成30年3月30日 16名

平成30年3月31日 12名

市職員出席者 消防局総務部次長、消防施設課長、  
消防施設課課長補佐兼施設管理係長、消防施設課施設整備係長 他

- 次 第
- 1 開会
  - 2 市職員紹介
  - 3 中央消防署移転整備事業のスケジュール
  - 4 基本プランの説明
  - 5 質疑応答
  - 6 閉会

説明内容 資料を基に説明を行った。

質疑応答

	質疑	回答
平成30年3月30日（金）		
1	平成28年12月に提出された中央区選出さいたま市議会議員5名連名の要望書の内容と、補正予算案が了承され、その時に受けた附帯決議について教えてほしい。	要望書及び附帯決議の内容を読み上げた。
2	附帯決議の中に、候補地周辺の自治会に対して丁寧な説明対応を行うとあるが、周辺の自治会とはどこを指すのか。	隣接している上落合第一自治会、大和町自治会、上町自治会及び本村町一丁目自治会となります。
3	これまで何回も住民説明会の開催を要望しているのに、断られ続けた。これを丁寧な説明対応だと思っているのか。	丁寧な説明であったかどうかは検討する必要があります。しかし、同じ説明を何度も繰り返すよりも、事業に関して新しい情報が入り皆様に説明する必要がある時に説明会を開催すべきだと考えております。
4	附帯決議の中に、消防局のみならず、市関係部局が連携しながら全庁的に、丁寧な説明対応を行うとあるが、今回の説明会には消防局しか参加していない。これは如何なものか。	今回の説明会の趣旨については中央消防署移転整備の基本プラン及び今後のスケジュール等、中央消防署に特化したものとなりますので、消防局のみの参加となります。 また、既存国家公務員宿舎の解体業者が決まりましたので、4月下旬頃に解体工事に伴う説明会を行います。その際には請負業者や建築部の参加を予定しています。
5	解体に伴う住民説明会について、どの範囲まで声掛けをするのか。	解体工事は騒音や振動等が発生することから、今回の説明会と同様の移転用地から100mの範囲と周辺4自治会長様にお声掛けを行います。
6	アスベストが存在するかどうかではなく、周辺住民に健康被害はないかどうかを説明するべきではないか。	既存国家公務員宿舎に存在するアスベストは、成形板に含まれる飛散性の無いレベル3となります。その旨はホームページに掲載し、敷地に看板を設置しお知らせをしてきました。しかし、

		<p>それでは不十分だということですので、解体工事の説明会の際にはアスベストについても皆様に説明出来るように努めます。</p>
7	<p>昨年の説明会では配置プランは出来ていないという説明だったが、こんなにすぐ出来るものなのか。</p>	<p>平成29年度に消防局内でいくつかのプランを検討した結果、11月に基本計画書を策定しました。その段階でプランは2パターンとしています。その後、消防局内で更に内部設計や現状敷地隣接道路の交通量を鑑み、今回の配置プランとなりました。ゆえに、昨年度の段階で決まっていたものではありません。</p>
8	<p>昨年の説明会で某新聞に中央消防署の計画案が出されていた。という質問をした際に、「消防局から情報提供をしていない。」という回答をされた。その回答の根拠を教えてください。</p>	<p>消防局から報道機関に資料を提供したことは一切ありません。</p> <p>しかし、中央消防署移転整備事業に関する市のホームページに公開している内容や予算書については外部に出回るため、そこから新聞記事となったと推測されます。</p>
9	<p>消防局が敷地を取得する前に、某新聞に消防署が出来るといった記事が載っていたが、何故か。</p>	<p>消防局から報道機関に資料を提供したことは一切ありません。そのため、その新聞社がどこで資料を手に入れたかは分かりません。</p>
10	<p>前回の説明会では、防音壁は設置できないとの回答であったが、何故急に出来るようになったのか。</p>	<p>前回の説明会では防音壁は設置できないと回答したのではなく、現緑消防署等複合施設とは敷地形態や整備する建物等が異なるため同じようなものは出来ないと回答しました。また、昨年の説明会にてそのような意見を頂きましたことから、基本プランに反映させていただきました。</p>
11	<p>配置プランを決める際に、何故このプランになったのか教えてください。勝手に決めてしまっは住民無視ではないのか。</p>	<p>昨年の説明会において、住民参加型の設計は行わない旨回答しています。配置プランについては、基本計画書作成後、消防局内にて検討して決定した</p>

		ものです。
1 2	住民とともに建設を進めようという説明だったが、どのように進めていこうとしているのか。	住民とともにという事に関しては、住民の皆様の意見を聞くという事だと考えています。それを踏まえての消防署の整備だと考えています。
1 3	解体工事に伴う家屋等事前調査業務は誰が行うのか。	解体工事に伴う家屋等事前調査業務は業務委託しています。その受託者が業務を行うこととなります。
1 4	家屋等事前調査業務の調査項目を教えてください。	今お住いの建物及び外構の現状調査を行います。例えば、建物内部の床の傾きや扉の開閉具合、壁やクロスのひび割れ具合の有無等、外構は建物の外壁や屋根、土間コンクリートのひび割れ有無等を調査し写真に収めます。地盤自体の傾斜等も測量を行います。これらは事前調査となり、事後調査ではもう一度同じ場所の調査、所有者様へヒアリングを行い、工事に伴いひび割れ等が増えたのであれば金銭にて補償させていただきます。
1 5	家屋等事前調査業務のスケジュールを教えてください。	家屋等事前調査業務としては4月の下旬までに調査を行うことになっています。まず、対象家屋の所有者様に対して業務受託者が挨拶回りを行い、次に調査日の調整を行います。調査の際には建物内部のプライベートな部分が含まれるため立ち合いが必要となりますので、日程調整をさせていただいてから調査を行います。
1 6	家屋事前調査を行ったが、その時のデータやコピーは貰えるのか。	一度借用という形で所有者様にお貸して、必要なところのコピーを取っていただく方法があります。
1 7	現在の空気中アスベスト濃度は測定しているのか。	今現在の空気中アスベスト濃度の測定は行っていません。
1 8	解体工事に伴い、工事前・工事中・工事後の空気中アスベスト濃度の測定は計	既存国家公務員宿舎に存在するアスベストはレベル3の非飛散性アスベ

	画しているのか。	トとなるため、法令の中では空気中アスベスト濃度の測定の義務はありません。しかし、そういったご要望があれば受注者と協議をした上で測定することは可能です。
19	旧さいたま赤十字病院では、アスベストの飛散が問題になっている。丁寧な説明を行うためにも、法令上は義務付けられていなくても、空気中アスベスト濃度の測定は必要ではないか。	本日意見を頂きましたので、解体工事の説明会までに解体工事請負者と協議をした上で、解体工事の説明会でお答えします。
平成30年3月31日(土)		
20	市のホームページに載っている中央消防署移転整備事業基本計画書の最後に関係者の説明や庁内にアンケートを経て消防局内にて基本プランを決めるとあるが、庁内アンケート等は実施したのか。	消防施設課内にて合計4プランの平面計画を作成し庁内にてアンケートを実施しました。また今後進めていく基本プランについては局内の決裁を取りました。
21	4プランの平面計画について、再考することは可能か。	今現在この基本プランで進める予定となっております。
22	国家公務員宿舎の解体工事の際に発生する埃やアスベスト等が散布しないように工事をして欲しい。南側のフットサル場を経営しているが、子供の健康問題が心配だ。	解体工事については請負者が決定したところです。現地調査や工程表、仮設計画及び安全計画等の書類作成を依頼しています。資料が整いましたら、解体工事に伴う説明会を4月下旬に実施する予定です。また、昨日の説明会でもアスベスト等の意見を頂きましたので非飛散性ではありますが請負者と協議し、説明会でお答えします。
23	中央区に住んでいる私の知人の中には中央消防署が移転するということを知らないという意見がある。移転計画についての案内が足りないのではないか。	今後更なる周知のために、様々な手段を用いて移転計画の案内を行っていきます。
24	敷地内南側の通路について、消防保有の2mの通路を作るのであれば安全性が確保できないと考えている。私の土地を提供するので4mの道路に拡張できないか。	現在通学路として使用している与野中央通り交差点付近の道路の対策のひとつとして、敷地内南側に歩行者専用の通路を設ける計画となっております。そのため4mの道路に拡張することは

		できません。
25	移転整備事業に大量の税金を投入するより、少額で済む耐震補強工事の方が良いのではないかと。	現在の中央消防署は、消防署として求められる耐震性がありません。また、耐震補強工事を行うと緊急車両の車庫が狭くなる等、消防署としての機能を保てなくなる可能性があります。
26	建設予定地は中央区の消防署として適正な位置なのか。	他の消防署との兼ね合いの中で予定地は適切であると判断したと聞いています。
27	今回の説明会開催にあたり、ポスティングの範囲及び世帯数を教えてほしい。	消防署移転用地の周囲100m、522世帯にポスティングを行いました。
28	プランが4種類あると言っていたが、地域住民と共存というプランが少しでもあったのか。	中央消防署は緑消防署とは異なり単独の移転整備事業となります。公共施設ではありますが、主に市民利用施設ではなく、また消防署の設計は専門的な観点が多いことから消防局で行っていきます。
29	移転用地周囲100mはポスティングの範囲としてあまりにも狭すぎないか。	前説明会開催のポスティングは約1700世帯に行き、計4回の説明会には20名弱の出席でした。そういった部分を踏まえて、今回のポスティングの範囲となっております。
30	複合施設ではなく消防単独施設であるということは前回の説明会でも聞いた。しかしこれだけの施設を消防署単独施設として利用するのは勿体ないので、市民と共存できる施設にして下さいと前回お願いをした。しかし、今回消防単独施設にこだわると聞いて、地域住民のことは考えないという答えだと思って良いのか。	中央消防署の単独移設は市の施策として決定していただいている。今後複合化していくという計画はございません。
31	騒音、補償、通学路の危険性についてのリスクについて厳しく追及することになるが良いのか。	直接的な被害等があれば、補償の対象となると考えています。
32	今後の進め方について、市議会や市民	市議会を無視しているという意識は

	を無視して進めて、庁内のアンケートを実施するだけで基本プランを決めていくので良いのか。	ありません。基本計画書が出来た段階で中央区選出の市議会議員に説明をしに伺っております。また中央消防署は、公共施設ではありますが市民利用施設ではなく消防署単独施設となるため、適宜情報を提供させていただき、その中で市民の声を聞き入れるものは検討させていただくよう考えています。
3 3	中央区選出市議会議員への説明はいつ行ったのか。	11月13日、14日に報告させていただいております。
3 4	市民利用施設でないのであれば、基本計画書の最後に地域住民と共に進めていくと書かなければ良いのではないのか。	基本計画書第IV今後の進め方に記載している「関係者」は地域住民を意味しているのではなく、消防局だけでは基本プランを作成することは困難なことから鑑み、都市局や建設局及び警察部局と協議する必要があることから「関係者」と記載させていただきました。
3 5	一度立ち止まってゼロベースで進めた方が良いのではないのか。中央区のまちづくりとし、地域住民と共に進めた方が良いのではないのか。	都市経営戦略会議にて中央消防署の単独移転は了承されています。また、与野本町駅周辺地区まちづくりマスタープランの各リーディングプロジェクトにおいても中央消防署は対象外ということで進んでいる状態です。今の状態で事業を進めていきたいと考えております。
3 6	複合施設ではなく消防単独施設のため、市民利用施設ではないが会議室等は自治会等が申請すれば利用できるようになるのか。	市民への貸し出しスペースとしては考えていません。ただし、地域住民から利用の要望等があれば、融通の利いた運用をしていきたいと考えております。
3 7	市街化区域と調整区域の境目は何処か。	配置プランの一般公用車駐車場の真ん中辺りを南北に線が入ります。
3 8	屋内訓練施設が川側にあるが、消防施設だから特例的に市街化調整区域だが新しい建設物を作って良いということか。	南部都市公園管理事務所開発指導課と協議をし、市街化調整区域でも建つ建物であると確認しております。
3 9	ポスティングの範囲があまりにも狭す	ある程度範囲を広げて説明会を開催

<p>ざる。新年度になってから早々に千数百世帯の範囲で説明会を行って欲しい。</p>	<p>しようと考えております。</p>
--	---------------------

参考：2016年12月14日提出 中央区選出市議5名連名

中央消防署の移転整備に際して更なる丁寧な住民説明を求める要望書

日頃より市民の生命を守り、暮らしの安全を確保するための消防行政にご尽力をいただいていることに対して心より敬意を表するものです。

中央消防署は中央区を管轄する唯一の消防署として、昭和40年の竣工時から約半世紀にわたって、旧与野市・中央区住民の安全のために重要な役割を果たしてきました。現在、首都圏直下型地震の発生が危惧される中で、大規模災害に迅速に対応するため、早期の消防署の整備が必要とされています。

しかしながら、現中央消防署庁舎については老朽化が著しいにもかかわらず、敷地狭隘のために現在地での立て替え整備は進められない状態です。

こうした中、さいたま市が新たな用地を取得し中央消防署の移転整備を進められようとしていることは時宜を得た対応であり、市民の安全のためには必要不可欠なことと思慮するところです。

つきましては、今後の移転整備にあたり、これまでも近隣自治会・住民に配慮した説明などなされてきたことかとは存じますが、適切な機会を通じて更なる丁寧な住民説明を求めるものです。

参考：平成28年12月22日提出

議案第171号「平成28年度さいたま市一般会計補正予算（第7号）」  
に対する附帯決議

本補正予算案における消防施設等整備事業は、本市中央消防署を移転整備するための用地取得を行うに当たり、その所要額を確保するための事業予算である。

現在、中央消防署は、庁舎施設の老朽化が進み、市民・中央区民の生命、財産を守る上で、早急な整備が求められている。また、中央区役所周辺における公共施設の再編・再整備、ひいては、中央区全体のまちづくり計画の中で、本事業はこれを先導する大変重要な事業であることは周知のとおりである。

しかしながら、当該事業候補地周辺の一部の自治会からは、消防署の移転を懸念する声や様々な意見・要望などが出されている。

よって、市執行部においては、単なる消防署の移転整備という観点のみにとらわれず、中央区役所を中心とした公共施設の再編計画にとって重要な事業であることを鑑み、当該事業候補地周辺の自治会や地域住民に対し、消防局のみならず、市関係部局が連携しながら全庁的に、丁寧な説明対応を行っていくことに全力を尽くすよう強く求める。

以上、決議する。